告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十七号

り、 、平成二十六年十二月二十四日第十号で指定をした道路を次のとおり変更した。建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

平成二十七年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳

	第 七 号	変更番号
	第四十二条四十二条	る 道路の種類指定の変更に係
	六月二十六日	年 月 日
変 更 後	変 更 前	指定。
和光市白子三丁目六百十六―二地先から和光市白子三丁目百九十―二地先から和光市白子三丁目四千四百八十九―四地先まで四千四百六十五地先から四千四百六十九―六地先まで四千四百六十九―六地先まで西光市白子三丁目百八十九―十三地先から百八十九―十三地先から百八十八―十地先まで	和光市白子三丁目六百十六―二地先まで和光市白子三丁目六百十九地先から和光市白子三丁目四千四百八十九―四地先まで四千四百六十五地先から四千四百六十九―六地先まで和光市白子三丁目可八十九―十地先まであります。	の変更に係る道路の位置
二 四 四 百 十 十 十 四 六 五 五 十 四	二 四 四 百 十 十 四 六 五 五 十 四	(単位メートル) 揺 定 の 変 更 に
六 七 六 八・○ 五 ○八 八・五 ○	五 六 六 八	(単位メートル) 係る道路の幅員